

## 平成30年度 東京都薬事審議会 議事資料

### (協議事項)

- 資料1-1 東京都薬物乱用対策推進計画について
- 資料1-2 東京都薬物乱用対策推進計画の改定について

### (報告事項)

- 資料2-1 これまでの在宅療養支援事業（都薬剤師会委託）の実施結果  
《 ① 薬局・薬剤師在宅療養支援促進事業 》
- 資料2-2 これまでの在宅療養支援事業（都薬剤師会委託）の実施結果  
《 ② 薬局・薬剤師健康拠点推進事業（モデル事業） 》
- 資料2-3 「かかりつけ薬剤師・薬局」機能の強化等について
- 資料2-4 平成30年度 地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能強化事業
- 資料2-5 薬局機能情報提供制度の改正について
- 資料2-6 薬局機能情報提供制度の改正について（主な拡充項目）
- 資料3-1 フリーマーケット（フリマ）サイト等の監視指導について
- 資料3-2 フリマサイト等での不適切な出品の例

# 東京都薬物乱用対策推進計画について

資料 1 - 1

## 薬物乱用対策の推進体制

【国】犯罪対策閣僚会議

主 宰：内閣総理大臣

【国】薬物乱用対策推進会議

議 長：厚生労働大臣  
副 議 長：法務大臣 外  
構 成 員：総務大臣 外

(昭和48年)

【国】薬物乱用対策推進地方本部設置要領

【都】薬物乱用対策推進本部設置要綱

東京都薬物乱用対策推進本部

本 部 長：副知事  
副 本 部 長：福祉保健局長  
本 部 員：国 地検、税関、入管、  
麻取  
都 福保、病経、青治、  
生文、産労、教育、  
警視庁

幹 事 会

青少年対策部会

## 東京都薬物乱用対策推進計画の変遷

平成10年6月策定 『青少年のための薬物乱用防止対策の推進』

<背景> 第三次覚醒剤乱用期の到来

- ・ 不良来日外国人による携帯電話やインターネットを使った密売

平成15年7月改定 『青少年のための薬物乱用防止対策の推進』

<背景> 第三次覚醒剤乱用期の継続

- ・ 大麻・MDMA等錠剤型合成麻薬の乱用の増加

平成21年2月策定 『東京都薬物乱用対策推進計画』

<背景> 青少年等への薬物乱用の拡大

- ・ 新たな乱用薬物の出現（植物系ドラッグ、デザイナーズドラッグ）

平成26年2月改定 『東京都薬物乱用対策推進計画』

<背景> 危険ドラッグ乱用の拡大

- ・ 青少年にMDMA等の合成麻薬が蔓延
- 計画期間は、平成25年4月から平成31年3月まで
- 3つの柱、9プラン、24アクションで構成

## 国の薬物乱用防止五か年戦略の変遷

これまでに策定された戦略及び追加対策等

平成10年 薬物乱用防止五か年戦略

平成15年 薬物乱用防止新五か年戦略

平成20年 第三次薬物乱用防止五か年戦略

平成22年 薬物乱用防止戦略加速化プラン

平成24年 合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する  
当面の乱用防止対策

平成25年 第四次薬物乱用防止五か年戦略

平成26年 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策

平成30年 第五次薬物乱用防止五か年戦略

## 今後のスケジュール

平成30年12月 3日 薬事審議会

12月以降 パブリックコメント

平成31年 2月以降 薬物乱用対策推進本部本部会

年度内に、次期推進計画公表予定

# 東京都薬物乱用対策推進計画の改定について (計画期間:平成31年度から5年間)

資料 1 - 2

## これまでの薬物乱用対策と現状・課題 (主なもの)

- 対策**
- 対策の方向性を「指導・取締りの強化」、「啓発活動の拡大と充実」、「薬物問題を抱える人への支援」の3つの柱に整理し、総合的な取組を実施
  - 危険ドラッグ乱用の拡大を踏まえ、重点的対策を実施

	現 状	課 題
<b>現状と課題</b>	○ 都内の薬物事犯の検挙人員は、2千人を超える深刻な状況。大麻・覚醒剤の密輸入摘発件数・押収量も増加。	○ 薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する社会全体の意識向上のための取組の一層の充実が必要。
	○ 大麻事犯の検挙人員は平成26年以降増加。特に若年層の乱用が深刻化。また、海外では一部の国で大麻の所持等を合法化。	○ インターネット等で「大麻は安全である」等の誤った情報が流布しており、若年層を対象とした大麻の危険性・有害性に関する正しい知識の普及啓発の強化が必要。
	○ 在留外国人が増加。	○ 外国人等、日本語の習得が不十分な人に対する普及啓発等の実施が必要。
	○ 危険ドラッグ販売の街頭店舗は全て閉鎖した一方で、インターネット販売や指定場所への配達等、販売方法が巧妙化・潜在化。	○ 関係機関が連携した取締り、インターネット販売に対するサイバー監視の強化が必要。
	○ 刑の一部執行猶予制度の創設等、再乱用防止対策に係る法制度の整備。	○ 行政、司法、民間機関等が連携して、再乱用防止のための薬物依存症の治療、社会復帰支援、家族支援等を切れ目なく行うための体制が必要。

<b>国の動き</b>	○ 平成30年8月に「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成26年12月に改正「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」施行 (検査命令・販売等停止命令の拡大、広告中止命令・広域的規制の導入、プロバイダへの削除要請、賠償責任の制限)</li> <li>○ 平成28年6月に刑の一部執行猶予制度開始</li> <li>○ 平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」施行</li> <li>○ 平成30年11月に「出入国管理及び難民認定法」改正案閣議決定</li> </ul>								
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3"><b>3つの視点</b></td> <td>1 国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策</td> </tr> <tr> <td>2 未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応</td> </tr> <tr> <td>3 関係機関との連携を通じた乱用防止対策</td> </tr> <tr> <td rowspan="5"><b>5つの目標</b></td> <td>1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止</td> </tr> <tr> <td>2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止</td> </tr> <tr> <td>3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止</td> </tr> <tr> <td>4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止</td> </tr> <tr> <td>5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止</td> </tr> </table>		<b>3つの視点</b>	1 国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策	2 未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応	3 関係機関との連携を通じた乱用防止対策	<b>5つの目標</b>	1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止
<b>3つの視点</b>	1 国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策									
	2 未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応									
	3 関係機関との連携を通じた乱用防止対策									
<b>5つの目標</b>	1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止									
	2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止									
	3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止									
	4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止									
	5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止									

## 計画改定の考え方

薬物乱用対策に係る現状・課題等を踏まえ、引き続き「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」を3つの柱とした総合的な取組を進めながら、大麻対策、再乱用対策等の重要課題への対策の充実・強化を図る。